

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社ベビーカレンダー
【英訳名】	baby calendar inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 安田 啓司
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 C F O 三宅 英樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木一丁目38番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 安田啓司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の事業規模を測る指標として売上高が適切であると判断し、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金の業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

したがって、基準日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社は、広告収益に関し、本来当社が受領すべき入金の一部が未入金となっている可能性を確認し、社内調査の結果、前取締役CF0による資金の不正着服の疑いが認められました。このことから事実関係及び原因等を明らかにするため、より専門性及び客観性の高い調査が必要であると判断し、2026年2月13日付で外部の弁護士及び公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

当社は、特別調査委員会に対し、本件の事実関係の解明、財務諸表への影響の有無及び影響額の検討、類似事案の有無の確認、並びに発生原因の分析及び再発防止策の提言を委嘱し、調査を進めてまいりました。

その結果、2026年3月31日付で当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、前取締役CF0による売上及び現金の着服事実が認定されました。

これを受け、当社は、事実を財務諸表等へ反映するため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載した財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表について訂正を行うことといたしました。

当社は、前取締役CF0への権限及び情報の集中、並びに経理・内部監査・リスク管理体制が十分に機能していなかったことにより、全社的な内部統制に不備があり、その結果、本件不正の発生及び長期間にわたる発見の遅延を招いたものと認識しております。

これらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼすと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると認定いたしました。

開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に判明したため、不備を当事業年度末日までに是正することができま
ませんでした。

なお、これらに起因する必要な修正事項は、全て各事業年度の有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正
報告書に係る財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表に反映いたします。さらに、当社は財務報告に係る内部統制
の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し、適切な内部統制を整備し運用するために、
以下の取り組みを行ってまいります。

[再発防止策]

- (1) 本件不正に直結する緊急再発防止策
- (2) 経営責任及びリスクマネジメント体制の強化
- (3) 経理・財務報告プロセスの強化
- (4) 権限管理及び IT 統制の強化
- (5) 内部監査、監査役監査及び三様監査の実効性向上
- (6) コンプライアンス意識の醸成及び内部通報制度の運用強化

以上

4 【付記事項】

当社は、「評価結果に関する事項」に記載した開示すべき重要な不備を是正するため、当事業年度末日後に、業務手
続及び承認プロセスの見直しを行い、権限分掌及び相互牽制が適切に機能する内部統制体制を整備いたしました。

主な改善措置は以下のとおりです。

- ・不正防止に係る統制の強化
三者間照合（月次）の実施、入出金管理ルールを整備、職務分離及び承認権限の見直し、IT権限管理の強化
- ・リスク管理及び経理体制の強化
リスク・コンプライアンス委員会の機能強化、経理部門の人員・管理体制の充実
- ・モニタリング機能の強化
内部監査室を中心とした監査体制及び直接報告ルートを整備、三様監査の連携強化、内部通報制度及びコンプ
ライアンス教育の充実

これらの改善措置は現在まで継続して運用しており、その運用状況を継続的にモニタリングしております。当社は、
今後も内部統制の有効性を継続的に検証し、実効性の向上及び再発防止に努めてまいります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。